

新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、新型コロナウイルス感染症の拡大及びコロナ禍における原油価格・物価高騰（以下「本事案」という。）により、農業収入の減少等の影響を受けた農業者に対し、経営の維持安定に必要な新型コロナウイルス対策農業経営安定資金（以下、「新型コロナウイルス対策資金」という。）の融通について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において新型コロナウイルス対策資金とは、本事案による経営の維持安定のための資金を第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給を行い、県がその経費の一部を助成する次の1から2に掲げる資金をいう。

- 1 新型コロナウイルス対策セーフティネット資金（以下「セーフティネット資金」という。）
農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）に定める資金
- 2 新型コロナウイルス対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）
第3に掲げる者に第4の2に掲げる融資機関が融通する資金

第3 貸付対象者

新型コロナウイルス対策資金の貸付対象者は、次に掲げる者とする。

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた農業者
新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が生じる前の決算期と比べて、その影響により農業収入が10パーセント以上減少している、又は10パーセント以上減少することが見込まれる者。
- 2 コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた農業者
緊急支援資金について、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響が生じる前の決算期と比べて、その影響により収入の10パーセント以上の減少に相当する費用の増加、又は10パーセント以上の減少に相当する費用の増加が見込まれる者。

第4 融資機関

新型コロナウイルス対策資金の融資機関は、次のとおりとする。

なお、2の（3）の融資機関の指定については、知事は指定を希望する銀行、信用金庫、信用協同組合（以下「銀行等」という。）から提出される融資機関指定申請書（別記第1号様式）を審査し、適当と認めたときに行うものとし、その後知事は銀行等に融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付する。

- 1 セーフティネット資金
（1）株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び同公庫の委託金融機関
- 2 緊急支援資金
（1）農業協同組合

- (2) 農林中央金庫
- (3) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

第5 貸付条件

1 セーフティネット資金の貸付条件

- (1) セーフティネット資金に係る貸付けの条件は、次の定めによるものとする。

日本公庫の貸付基準

- (2) 貸付利率等

別表1に定めるものとする。

2 緊急支援資金の貸付条件

緊急支援資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者

農業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めている、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1000万円以上）である農業者

- (2) 貸付対象経費

農業経営の維持・継続に必要な経費

- (3) 貸付限度額

貸付限度額は、次のとおりとする。

ア 第3の1に規定する新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた農業者

1,000万円

イ 第3の2に規定するコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた農業者

500万円

なお、アの限度額とは別枠とする。

- (4) 貸付利率等

別表1に定めるものとする。

- (5) 償還期限及び据置期間

償還期限10年（うち据置期間3年）以内とする。

- (6) 償還方法

ア 償還方法については、各年元金均等償還とし、償還金額は千円単位とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは当初償還額に加えるものとする。

なお、償還途中で繰上償還や早期償還等を行った場合には、県の承認を受けたうえで、次回以降の約定額につき融資残高を約定残回数で割り直しても差し支えないものとする。

イ 償還期日の取扱いについては、農業信用基金協会による保証業務の円滑な運用及び本資金の貸付事務手続の簡素化を推進するという見地から毎年1月20日とする。

第6 利子補給の期間

利子補給期間は、セーフティネット資金については貸付実行日から5年以内、緊急支援資金については貸付実行日から5年以内とする。

第7 県の助成

- 1 県は、市町村が農業者及び融資機関に対し本資金に係る利子補給金として、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に、別表1に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。
- 2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、第6に定める利子補給の期間と同期間とする。

第8 借入手続等

1 セーフティネット資金

- (1) 借入希望者は、日本公庫が定める借入申込書及び経営安定計画書を融資機関の長に提出するものとする。
- (2) 借入希望者は、融資機関から融資決定を受けたのち、新型コロナウイルス対策資金利子助成承認申請書（別記第3号様式）に農林漁業収入減少等調書（別記第4号様式）及び融資決定通知書等の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認申請書（別記第5号様式）に別記第4号様式の原本及び当該書類の写しを添えて、管轄の広域本部長又は地域振興局長（以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。
- (4) 振興局長等は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認通知書（別記第6号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前項の通知を受けたときは、速やかに借入希望者に新型コロナウイルス対策資金利子助成承認通知書（別記第7号様式）を交付するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付けの実行を行ったときは、新型コロナウイルス対策資金貸付実行報告書（別記第8号様式）を市町村長を経由して振興局長等に速やかに提出するものとする。
- (7) 利子助成承認を受けた者は、対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに新型コロナウイルス対策資金特例償還等報告書（別記第9号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

2 緊急支援資金

- (1) 借入希望者は、融資機関所定の借入申込書及び新型コロナウイルス対策資金事業計画承認申請書（別記第10号様式）及び農林漁業収入減少等調書（別記第4号様式）を融資機関の長に提出するものとする。なお、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、当該協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
- (2) 第4の2に規定する融資機関の長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金利子補給承認申請書（別記第11号様式）に確認書（別記第12号様式）、別記第4号様式の原本及び別記第10号様式の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認申請書（別記第5号様式）に別記第4号様式の原本及び当該書類

の写しを添えて振興局長等に提出するものとする。

- (4) 振興局長等は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認通知書（別記第6号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、新型コロナウイルス対策資金利子補給承認通知書（別記第13号様式）を融資機関の長に交付し、新型コロナウイルス対策資金事業計画承認通知書（別記第14号様式）を融資機関の長を経由して借入希望者に交付するものとする。
- (6) 融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに新型コロナウイルス対策資金貸付実行報告書（別記第15号様式）を、市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
- (7) 融資機関の長は、対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに新型コロナウイルス対策資金特例償還等報告書（別記第16号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

第9 資金の貸付期間

本資金に係る市町村の利子補給等承認及び県の補助対象事業承認は、原則として令和5年3月31日までにを行うものとし、貸付実行は令和5年6月30日までにを行うものとする。

第10 資金の目的外使用等

- 1 融資機関は、本資金がその目的以外に使用されること等を防止するため、適正管理に努めなければならない。
- 2 借入者が借入金を目的以外の使途に使用した場合は、県は市町村に対して補助対象事業承認を取り消し、市町村は融資機関に対して利子補給承認を取り消すものとする。
- 3 1の適正管理が実施されず、融資機関の責に帰すべき理由により目的外使用が発生した場合は、県は市町村に対して既に交付した利子補給費補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、市町村は融資機関に対して既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

第11 条件変更

- 1 以下の理由により償還期限の延長等を行う場合、市町村長に対し、借受者は新型コロナウイルス対策資金利子助成変更承認申請書（別記第19号様式）を提出し、金融機関は新型コロナウイルス対策資金利子補給変更承認申請書（別記第20号様式）を提出するものとする。
 - ア 暴風雨、豪雨、地震、噴火、降灰、暴風浪、高潮、降雨、低温、降雪、降霜、降ひょう、その他異常な天然現象による災害。
 - イ 火災、盗難、その他借受者の責めに帰さない理由による事故。
 - ウ 借受者（借受者が団体である場合は、その団体を構成する農林漁業者）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷、その他やむを得ない事由。
- 2 市町村長は、前項により提出された書類を受理した場合において、やむを得ないと認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業変更承認申請書（別記第21号様式）を振興局長等に提出するものとする。
- 3 振興局長等は、前項において書類を受理した場合において、やむを得ないと認めたときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業変更承認通知書（別記第22号様式）を市町村長へ交付するものとする。

- 4 市町村長は、前項により承認書の交付を受けたときは、借受者に対し新型コロナウイルス対策資金利子助成変更承認通知書（別記第２３号様式）を交付し、融資機関に対し新型コロナウイルス対策資金利子補給変更承認通知書（別記第２４号様式）を交付するものとする。
- 5 借入者名の変更等の軽微な変更を行う場合、又は利子助成及び利子補給期間満了後の案件に係る条件変更等を行う場合、市町村長に対し、借受者は新型コロナウイルス対策資金利子助成変更報告書（別記第２５号様式）を提出し、金融機関は新型コロナウイルス対策資金利子補給変更報告書（別記第２６号様式）を提出するものとする。
- 6 市町村長は前項により提出された資料を受理した場合、補助対象事業変更報告書（別記第２７号様式）を振興局長等に対し、提出するものとする。

第１２ 証拠書類の保管期間

証拠書類の保管期間は、当該貸付金の償還等が終了するまでの期間とする。

第１３ その他

この要項に定めるもののほか、新型コロナウイルス対策資金の融通に必要な事項は、農林漁業セーフティネット資金実施要綱及び日本公庫の貸付基準の定めによるものとする。

附 則

この要項は令和２年３月１９日から施行し、令和２年３月９日から適用する。

附 則

この要項は令和２年９月１４日から施行し、セーフティネット資金については、令和２年３月１０日から適用する。

附 則

この要項は令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要項は令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要項は令和４年６月２３日から施行し、令和４年６月２１日から適用する。

附 則

この要項は令和７年４月２１日から施行する。

別表1

新型コロナウイルス対策農業経営安定資金の貸付利率等

資金種類	利子補給前	利子補給等率	市町村利子補給等率		融資機関	利子補給後
	貸付利率 (A)	(B)		うち県補助率	利子補給率	貸付利率
新型コロナウイルス対策 セーフティネット資金	日本公庫が定める農林漁 業セーフティネット資金の貸 付利率	(A)欄の利率と 同じ率	(B)欄の率と 同じ率	(B)欄の率の 1／2以内	－	0.0%
新型コロナウイルス対策 緊急資金	農業近代化資金(農業近代 化資金融通法(昭和36年法 律第202号)第2条第3項 に規定する農業近代化資 金)の基準金利と同じ利率	(A)欄の利率と 同じ率	(B)欄の率の 7／10の率	(B)欄の率の 1／2以内	(B)欄の率の 3／10の率	0.0%